
米沢市教育等に関する施策の大綱（教育大綱）について

1 策定の体制・経過

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、市長と教育委員会により構成する総合教育会議において協議し、市長が定めることとされていることから、下記のとおり会議を開催し、教育振興基本計画検討委員の皆様の御意見も踏まえ協議を行い、別紙のとおり策定しました。

【総合教育会議の開催】

第1回：令和元年10月26日（木）

第2回：令和2年 2月21日（金）

第3回：令和2年 3月26日（水）

2 計画期間

令和2年度から令和5年度

3 内容

教育大綱は、社会の現状や教育を取り巻く状況、課題などを踏まえながら、「人づくり」を中心に据え、「基本理念」と4つの「基本方針」による構成としています。

「基本理念」は、上杉鷹山公以来、市民の心に根付いている「なせばなる」の精神に代表される先人の教えや地域に根差した精神文化、学園都市等の本市の特性や強みを活かし、一人一人に質の高い教育を提供する「教育の米沢品質」を市民や地域と共に創り上げ、持続可能な社会に貢献できる人づくりを目指すものです。

基本方針は、本市が目指す新たな時代の子どもの像を示すとともに、これから必要とされる能力の育成、長寿社会での生涯にわたる学びの実践、そして、家庭・学校・地域の連携や郷土愛を育み、まちづくりに貢献できる人づくりを推進するものです。

この教育大綱を基本として、本市教育行政の指針となる教育振興基本計画を策定します。

<各計画等のイメージ図>

